

令和4年2月25日

# 教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 令和4年2月25日（金曜日）

午後 5時00分開会

午後 6時18分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 401会議室

◇出席委員等 4名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	杉 山 昌 行 君

◇欠席委員 1名

委 員 今 井 多 貴 子 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 由 美 君	事 務 局 次 長	石 井 透 公 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長 兼 博 物 館 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 幹	大 内 重 義 君
----------------------	---------	------------------	-----------

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市特定事業主行動計画の一部変更について

報告事項

報告第2号 専決処分の報告について

- 専決第1号 石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 専決第2号 石巻市博物館協議会条例
- 専決第3号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 専決第4号 石巻市学校給食センター条例及び石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部を改正する条例  
(石巻市学校給食センター条例に係る部分)
- 専決第5号 石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例
- 専決第6号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例
- 専決第7号 令和4年度石巻市一般会計予算  
(教育委員会の事務に係る部分)
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 専決第8号 令和3年度石巻市一般会計補正予算(第10号)  
(教育委員会の事務に係る部分)

#### 審議事項

- 第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第4号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第5号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて

#### その他

午後 5時00分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから、令和4年第2回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、今井委員が欠席です。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、梶谷委員にお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が8件、審議事項が3件、その他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
初めに、わたくしから報告をいたします。  
初めに、新型コロナウイルス感染症対策関係について報告をいたします。  
これまでの市内感染者は、延べ1,764人になりました。2月は横ばい状況で、24日までで808人になり、これまでで最も多い人数となっております。  
連日、市内の学校の児童・生徒にも感染者が発生しておりますが、そのほとんどが家庭内感染に起因するものとなっており、幸いにもこれまでに石巻市立学校でのクラスターの発生はありません。また、各校の感染予防対策が功を奏し、児童・生徒間の濃厚接触者が少なく、学校の状況に応じて学年閉鎖や学級閉鎖での対応とすることが多くなっております。いつ誰が感染するか分からない状況でありますので、一層の感染予防対策を講じ、うつらない、うつさないを心がけさせていきたいと考えております。  
以上がコロナ関係の経過であります。  
次に、今月の学校、幼稚園の状況ですが、学年末の時期になり、今年度の教育課程実施状況調査を行っているところではありますが、現在のところ、履修状況に支障がある学校はないものと伺っております。また、臨時休業中の学級については、タブレット等を有効に活用していると報告を受けております。

卒業式関係は、幼稚園、小・中・高等学校は来賓等を少なくし、時間を短縮するなど、感染拡大防止策を取り実施する方向で進めております。桜坂高校は3月1日、中学校は主に8日火曜日に、小学校は主に18日金曜日に予定されております。退職予定の学校長に敬意を表し、皆様に御出席いただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、市議会第1回定例会は予定どおり始まっており、3月16日までの会期予定であります。この後、専決処分の報告で詳しく報告をいたします。なお、審議経過は、来月の定例会で報告をいたします。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

---

#### 石巻市特定事業主行動計画の一部変更について

○教育長(宍戸健悦君) なければ次に、「石巻市特定事業主行動計画の一部変更について」の報告を教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(今野良司君) それでは、特定事業主行動計画の一部変更について御説明申し上げます。

子育てと仕事の両立に向けた総合的な支援を社会全体で推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、その中で、事業主としての国及び地方公共団体の機関を特定事業主と位置付け、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、特定事業主行動計画を策定することとされており、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする石巻市特定事業主行動計画第4期計画を、教育委員会、市長、議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会が共同して作成しております。

このたび、不妊治療に係る特別休暇が新設されたことから、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図るため、本計画の一部変更について、令和4年1月24日付けで市長から協議がありました。1月27日付けで異議のない旨、回答をしておりますので御報告申し上げます。

それでは、変更内容について御説明いたしますので、表紙番号の2、令和4年教育委員会第

2 回定例会一般事務報告資料の10ページの新旧対照表を御覧願います。

初めに、10ページの目次でございますが、Ⅱ、具体的な内容、1、職員の勤務環境の整備を図るに、(3)として、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を加えるものです。

次に、12ページの「はじめに」でございますが、不妊治療に係る特別休暇が新設されたことから整理を行ったものであります。

次に、14ページ、4の管理職の役割でございますが、不妊治療中の職員が治療を受けやすい職場環境の醸成に努めることを追加しております。

同じく、15ページ、(3)は、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を追加したものです。

以上が変更の内容ですが、本計画の一部変更につきましては、3月1日にホームページでの公表を予定しております。

以上で、石巻市特定事業主行動計画の一部変更についての説明を終わります。

○教育長（**穴戸健悦君**） では、ただ今の報告に対して、御質問等がございますか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

## 報告第2号 専決処分の報告について

### 専決第1号 石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

○教育長（**穴戸健悦君**） では、なければ次に、報告事項に入ります。

報告第2号「専決処分の報告について」の専決第1号「石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第1号 石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、去る令和3年12月21日付けで、石巻市長から、スポーツに関する事務（学校における体育に関すること除く。）を市長が管理及び執行することについて意見を求められ、令和3年教育委員会第12回定例会におきまして、異議のない旨、回答することを議決いただいたところですが、このたび、令和4年石巻市議会第1回定例会に、石巻市教育に関す

る事務の職務権限の特例に関する条例を提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、本条例の内容について御説明いたしますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第2回定例会議案の1ページ及び4ページから7ページまで、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の1ページから14ページまでを御覧願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条では、スポーツに関することは教育委員会の職務権限とされておりますが、同法第23条では、学校における体育に関するものを除くスポーツに関することについては、条例の定めるところにより、市長において管理し及び執行することができることとされておりますことから、本条例を制定するものであります。

初めに、本則でございますが、学校における体育に関するものを除くスポーツに関することを市長が管理し及び執行することを定めたものであります。

次に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を定めたもので、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、附則第2項から附則第16項までは、本条例の制定に伴い、関係する13条例の一部を改正するとともに経過措置を定めたものであります。詳細につきましては、令和3年教育委員会第12回定例会で御説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

---

#### 専決第2号 石巻市博物館協議会条例

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第2号「石巻市博物館協議会条例」についての報告を受けたいと思います。

博物館長から説明をお願いします。

博物館長。

○生涯学習課長兼博物館長（千葉正喜君） それでは、専決第2号 石巻市博物館協議会条例につきまして御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本案は、石巻市博物館協議会について定めたものでございます。表紙番号1の8ページ、併せて、表紙番号3、条例等新旧対照表の15ページを御覧願います。

石巻市複合文化施設に令和3年11月3日、公開承認施設を目指した博物館が開館したところでございますが、博物館法第20条第1項において、博物館の運営に関し、博物館長の諮問に応じるとともに、博物館長に対して意見を述べることができる協議会の設置について定められております。

また、公開承認施設を目指すに当たり、重要文化財の公開、活用等を円滑に行うための諮問機関に意見を聴くことが必要となることから、石巻市博物館協議会を設置するものでございます。

附則でございますが、施行期日については、令和4年4月1日としております。

また、委員の費用弁償につきましては、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、報酬額を定めるものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

---

### 専決第3号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第3号「石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第3号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教

育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、令和3年教育委員会第11回定例会で議決いただきました東浜小学校と万石浦小学校の統合及び荻浜中学校と万石浦中学校の統合について条例を改正するものです。あわせて、湊中学校の位置を改めるものです。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第2回定例会議案の10ページ、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の16ページを御覧願います。

初めに、第3条の表の改正であります。東浜小学校を万石浦小学校に統合し、東浜小学校を削除するものであります。

次に、第4条の表の改正であります。荻浜中学校を万石浦中学校に統合し、荻浜中学校を削除するものであります。

あわせて、湊東地区被災市街地復興土地地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することとされたことから、湊中学校の位置を石巻市大門町四丁目1番1号から石巻市湊東一丁目13番地1に改めるものです。

次に、附則であります。本条例の施行期日を定めたものであり、第3条の表から東浜小学校を削除する改正規定及び第4条の表から荻浜中学校を削除する改正規定については、令和5年4月1日から施行するものであります。また、第4条の表、湊中学校の位置を変更する改正規定は、令和4年3月19日から施行するものです。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

専決第4号 石巻市学校給食センター条例及び石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部を改正する条例  
(石巻市学校給食センター条例に係る部分)

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第4号「石巻市学校給食センター条例及び石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部を改正する条例（石巻市学校給食センター条例に係る部分）」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第4号 石巻市学校給食センター条例及び石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部を改正する条例（石巻市学校給食センター条例に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することとされたことから、本2条例を改正するものであります。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第2回定例会議案の11ページ、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の17ページを御覧願います。

初めに、第1条は、石巻市学校給食センター条例の改正であります。第2条の表に規定する石巻市東学校給食センターの位置を、石巻市明神町一丁目4番17号から石巻市湊東三丁目1番地に改めるものであります。

次に、第2条は、石巻市湊地区コミュニティ広場条例の改正でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、附則であります。本条例は、令和4年3月19日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 専決第5号 石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第5

号「石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

博物館長から説明をお願いします。

博物館長。

○生涯学習課長兼博物館長（千葉正喜君） それでは、専決第5号 石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本案は、令和3年11月にオープンした石巻市博物館の観覧料について、年間パスポートを導入することにより入館者数の増加を図るとともに、本市の歴史や高橋英吉作品、毛利コレクションに触れる機会の拡大を図ることを目的として、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、併せて、表紙番号3、条例等新旧対照表の18ページを御覧願います。

初めに、別表第3、石巻市博物館の観覧料の一覧が記載しておりますが、新たに常設展示の部分に年間パスポートを設け、区分ごとの1人当たりの料金を規定するものであります。

次に、別表第3の備考に4を加え、年間パスポートの有効期間について規定するものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 専決第6号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第6号「石巻市営運動場条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専

決第6号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、スポーツに関する事務の職務権限について、教育委員会から市長部局へ移管するに当たり、公の施設は地方自治法上、条例で定める必要があることから、教育委員会規則で定めております飯野体育研修センターの規則を廃止し条例制定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1、定例会議案の13ページ、併せて、表紙番号3、新旧対照表の19ページから20ページを御覧願います。

初めに、第3条につきましては、表中、飯野体育研修センターを加えるものでございます。

次に、第4条第1項中、石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を市長に改め、同条第2項中、教育委員会を市長に改めるとともに、第5条及び第7条第1項中の文言を同様に改めるものでございます。

第8条は、飯野体育研修センターの使用料が無料とする項を加え、第11条中の市長及び教育委員会がの文言を削るものでございます。

次に、附則でございますが、本条例を令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 専決第7号 令和4年度石巻市一般会計予算

##### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第7号「令和4年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第7号 令和4年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから3ページを御覧願います。

予算規模につきましては、令和4年度石巻市一般会計予算の総額が728億5,000万円となっており、そのうち教育関係費は76億464万7,000円で、前年度と比較し2億864万9,000円の減、人件費を除きますと1,042万5,000円の減となっております。

歳入歳出予算に係る主な事業の内容につきましては、先月の第1回定例会において報告させていただいておりますので、各項における前年度予算の主な比較増減についてのみ御説明をさせていただきますので御了承願います。

それでは、初めに歳出から説明させていただきます。

2ページを御覧願います。

款、項、比較の順に説明いたしますが、表中の比較の金額は人件費が含まれた金額となっておりますので、比較金額につきましては、人件費を除いた実際の事業費の比較金額を申し上げます。

10款教育費、1項教育総務費の人件費を除く対前年比較は3,577万7,000円の増となっておりますが、これは主に42ページ、3目教育指導奨励費、説明欄2、学力向上推進事業費において1,826万3,000円を計上し、新たに行う年2回の標準学力調査業務の計上及び47ページ、説明欄11、特別支援教育事業費において1億4,536万6,000円を計上し、特別支援教育支援員を増員することによるものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、2項小学校費は、人件費を除き3,902万9,000円の増となっておりますが、これは主に60ページ、3目学校建設費、説明欄1、須江小学校屋内運動場改築事業費において5,237万円を計上し、実施設計業務及び地質調査業務の計上や国道398号の整備完了に伴う湊小学校の通学路安全対策に係るバス運行事業の終了に伴う減額によるものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、3項中学校費は、人件費を除き3,780万9,000円の増となっておりますが、これは主に68ページ、3目学校建設費、説明欄2、蛇田中学校校舎改修事業費において6,907万円を計上し、実施設計業務等の計上や国道398号の整備完了に伴う湊中学校の通学路安全対策に係るバス運行事業の終了に伴う減額によるものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、4項高等学校費は、人件費を除き627万5,000円の減となっておりますが、これは主に74ページ、1目学校管理費、説明欄7、高等学校施設維持整備費において1,723万円を計上し、南面テニスコートフェンス修繕に要する経費を計上する一方、2目教育振興費、説明欄1、高等学校教育用コンピューター関係費において、GIGAスクール構想によるタブレット端末の保守管理委託料が、今年度の契約実績に伴い、257万2,000円減額となったものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、5項幼稚園費は、人件費を除き1,081万8,000円の増となっておりますが、これは主に80ページ、1目幼稚園費、説明欄10、私立幼稚園施設型給付事業費において、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に支給する給付費等の増額によるものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、6項社会教育費は、人件費を除き7,425万7,000円の減となっておりますが、これは主に86ページ、2目文化財保護費、説明欄4、埋蔵文化財発掘調査事業費において、須江瓦山における埋蔵文化財確認調査を実施しないことによるものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、7項保健体育費は、人件費を除き5,332万6,000円の減となっておりますが、これは主に102ページ、2目体育施設費、説明欄10、にっこりサンパーク管理費において、野球場防球ネット設備工事の令和3年度完了に伴う皆減と、104ページ、3目学校給食費、説明欄1、学校給食センター運営費において、給食用器具の年次購入計画に伴う減額によるものでございます。

なお、7項保健体育費は、先ほど専決第1号「石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」において御説明申し上げましたが、関連する予算につきましては、98ページから99ページ、7項1目保健体育総務費及び100ページから105ページ、2目体育施設費は、令和4年4月1日から市長が管理し及び執行することとなります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げますので、1ページにお戻り願います。

初めに、12款分担金及び負担金は、36万3,000円の増となっておりますが、これは主に4ページ、1項負担金、6目教育費負担金、2節社会教育費負担金、説明欄1、視聴覚センター運営費他市町負担金の増額によるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、13款使用料及び手数料は、912万7,000円の減となっておりますが、これは主に6ページ、1項使用料、8目教育使用料、1節高等学校使用料、説明欄1、市立高等学校授業料において、令和4年度から桜坂高等学校の新1年生が1クラス減となり、在学見込み生徒数が減少することに伴う市立高等学校授業料の減額によるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、14款国庫支出金は、668万8,000円の減となっておりますが、これは主に国道398号の整備完了に伴う湊小学校及び湊中学校における通学路安全対策バス借上事業が終了したことによる減額でございます。

次に、15款県支出金は、5,115万7,000円の減となっておりますが、これは主に歳出で御説明申し上げました須江瓦山における埋蔵文化財確認調査を実施しないことによる減額でございます。

次に、16款財産収入は、71万3,000円の減となっておりますが、これは主に26ページ、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、11節教育総務収入、説明欄1、教職員共同住宅貸付収入の減額によるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、18款繰入金は、5,879万9,000円の増となっておりますが、これは主に30ページ、1項基金繰入金、13目学校施設整備基金繰入金において、小学校施設維持整備費に対する繰入金として1,600万5,000円を、また、8目震災復興基金繰入金において、小学校図書整備事業費に対する繰入金として2,200万円を、同じく8目震災復興基金繰入金において、中学校図書整備事業費に対する繰入金として1,500万円が充当されたことによるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、20款諸収入は、2,017万1,000円の増となっておりますが、これは主に34ページ、5項雑入、3目雑入、22節保健体育費雑入、説明欄1、小学校給食費徴収金から、37ページ、説明欄4、学校給食センター職員等給食費徴収金までの学校給食費改定に伴う給食費徴収金の増額によるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、21款市債は、8700万円の増となっておりますが、これは学校施設整備等に要する歳出事業の増額に伴い、充当される地方債が増額となったものでございます。

なお、税等一般財源は、3億729万7,000円の減となっております。

最後に、債務負担行為につきましては、令和4年第1回定例会で御説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

### 報告第3号 専決処分の報告について

#### 専決第8号 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第10号）

##### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第3号「専決処分の報告について」の専決第8号「令和3年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についての専決第8号 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月15日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入予算は、補正前の額から5,339万3,000円を増額し、85億7,874万9,000円、歳出予算は、補正前の額から3億5,332万2,000円を減額し、81億7,203万4,000円となっております。その差額につきましては、後ほど歳入部分で説明いたしますが、国庫負担金において過年度分の歳

入予算を計上したことによるものでございます。

初めに、歳出から御説明を申し上げますので、26ページを御覧願います。

なお、執行残等の整理や国庫補助金等の確定などに伴う財源振替につきましては、主なものを除き説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承賜りたいと存じます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導奨励費の説明欄2、奨学資金費で2,487万8,000円の減となっておりますが、これは主に奨学金の貸与実績に基づき、貸付金を減額するものでございます。

次に、30ページ、2項小学校費、2目教育振興費の説明欄1、小学校教育用コンピューター関係費で7,597万3,000円の減、32ページ、3項中学校費、2目教育振興費の説明欄1、中学校教育用コンピューター関係費で3,490万4,000円の減、34ページ、4項高等学校費、2目教育振興費の説明欄1、高等学校教育用コンピューター関係費で1,187万2,000円の減となっておりますが、これらはGIGAスクール構想で整備したタブレット端末の保守点検業務委託料の入札差金が発生したことによる減額でございます。

次に、36ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園費の説明欄1、私立幼稚園施設等利用支援事業費で2,779万9,000円の減となっておりますが、これは私立幼稚園における保育料及び預かり保育料の無償化に要する私立幼稚園に対する利用給付費について執行残が見込まれることから、事業予算を整理したものでございます。

説明欄2、私立幼稚園運営費助成費で290万1,000円を計上しておりますが、これは国の補正予算による新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園教諭の処遇改善のため、幼稚園教諭の収入を3%程度引き上げる事業予算を措置したものでございます。

次に、40ページ、7項保健体育費、1目保健体育総務費の説明欄1、体育奨励費で727万4,000円の減となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会が中止となったことに伴い執行残が見込まれることから、事業予算を整理したものでございます。

3目学校給食費の説明欄1、学校給食センター運営費で1,185万2,000円の減となっておりますが、これは給食センター運営費に係る特定建築物等定期点検業務委託料や副食物搬送業務委託料及び基本計画策定支援業務委託料に入札差金が発生したことによる減額でございます。

次に、歳入につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴う国県支出金の決定など、歳出予算と連動して予算を整理したものでありますので、主な事項についてのみ御説明申し上げます。

ます。

6ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金の2節文教施設災害復旧費負担金に4億351万9,000円を計上しておりますが、これは東日本大震災に係る小学校等の災害復旧費国庫負担金のかさ上げ率確定に伴い、過年度分の負担金を措置したものでございます。

続いて、3節その他公共施設・公用施設災害復旧費負担金に319万6,000円を計上しておりますが、これも同様の理由により、学校給食センターに係る過年度分の負担金を措置したものでございます。

次に、18ページ、17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金の1節社会教育費寄附金に10万円を計上しておりますが、これは市民文化ホール運営費寄附金を措置したものでございます。

次に、22ページ、20款諸収入、5項雑入、3目雑入の22節保健体育費雑入に1,600万円を計上しておりますが、これはにっこりサンパーク野球場の防球ネット設置に対するスポーツ振興くじ助成金を措置したものでございます。

続いて、繰越明許費について御説明申し上げますので、44ページを御覧願います。

石巻中学校の改修事業及び屋内運動場改修事業につきましては、実施設計に係る改修方針及び内容の決定に時間を要したため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、処遇改善臨時特例事業費補助金交付事業（私立幼稚園運営費助成事業）につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園教諭の本年2月から9月までの賃金改善に要する経費でありますことから、本年4月以降の支出分について繰越明許費を設定するものでございます。

次に、46ページ、陸上競技場基本構想策定事業につきましては、基本構想策定に関し、関係機関からより多くの意見をいただき検討する必要があることから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

### 第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（穴戸健悦君） なければ次に、審議事項に入ります。

第3号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、教育委員会事務局の課の見直しを行うものです。

また、課などに置かれているグループを係へ移行することとされたことから、課などに係を設置し、係長の職を設置するほか、事務分掌の整理を行うものです。

あわせて、湊東地区被災市街地復興土地地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することとされたことから、湊中学校及び東学校給食センターの位置を変更しようとするものです。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第2回定例会議案の19ページから22ページまで、併せて、表紙番号3の令和4年教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の21ページから29ページまでを御覧願います。

初めに、第8条の改正であります。石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が令和4年石巻市議会第1回定例会に提案され、現在審議されておりますが、これにより、令和4年4月から、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、教育委員会事務局の組織から体育振興課を削除するものです。

あわせて、令和4年4月から、課などに置かれているグループを係に移行することから、教育総務課に総務係及び学事係を置き、学校教育課に教職員係を置き、学校安全推進課に企画推進係を置き、学校管理課に施設管理係、給食係及びICT環境推進係を置き、生涯学習課に生涯学習係及び文化係を置くものです。

次に、第9条から第13条までの改正は、教育総務課、学校教育課、学校安全推進課、学校管理課及び生涯学習課の事務分掌の整理を行ったものであります。

次に、第14条は、体育振興課の事務分掌を規定しておりますが、これを削除するものです。

次に、第16条は、グループ制による事務の処理について規定しておりますが、係制に移行することに伴い削除するものです。

次に、第18条は、課、業務、職及び職務を規定しておりますが、係制への移行に伴い、第1項の表に係長を新たに規定するとともに、その職務を規定するものです。あわせて、条文の整理を行うものであります。

次に、第19条は、事務分担命令について規定しておりますが、グループ制から係制へ移行することに伴い、係ごとに事務分担を定めることに改めるものです。

次に、第21条第3号の表の改正は、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することとされたことから、湊中学校の位置を石巻市大門町四丁目1番1号から石巻市湊東一丁目13番地1に改めるものです。

次に、第24条及び第25条の改正は、グループ制から係制に移行することに伴い、各公民館及び石巻市図書館に新たに事業係を置くことを規定するものです。

次に、第26条の改正は、博物館に学芸係を置くことを規定するとともに、博物館の事務分掌を規定するものです。

次に、第35条第1項の表の改正は、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することとされたことから、東学校給食センターの位置を石巻市明神町一丁目4番17号から石巻市湊東三丁目1番地に改めるものです。

次に、第39条は、学校以外の教育機関の職及び職務を規定しておりますが、グループ制から係制に移行することに伴い、第1項の表に係長の職を新たに規定するとともに、その職務を規定するものです。

次に、別表第3は、教育委員会事務局長が、市長から補助執行を受けた事務並びに当該事務を主管する課及び教育機関を規定しておりますが、学校における体育に関することを除くスポーツに関することが市長の事務部局へ移管されることに伴い、体育振興課の規定を削除するものです。

次に、別記様式の改正であります。グループ制から係制への移行に伴い整理するものです。

次に、附則であります。本規則の施行期日を定めたものであり、令和4年4月1日から施行するものです。ただし、第21条第3号の表、石巻市立湊中学校の位置を改める改正規定及び第35条第1項の表、石巻市東学校給食センターの位置を改める改正規定は、令和4年3月19日から施行するものです。

なお、本案につきましては、石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及びグループ制から係制への移行することにより改正が必要な部分のうち、体育振興課を削除する改正規定、課などに置かれる係、係長の設置、事務分掌を整理する部分のみの改正としておりま

す。

本案によるもののほか、改正が必要な体育振興課所管の教育機関の廃止等の改正につきましては、ほかに改正が必要な規則などと併せ、第3回定例会に提案する予定としております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ちょっといいですか」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 説明は分かったのですが、基本的な質問なのですが、学校の体育に関する以外は教育委員会ではないところの担当になるということですよ。

学校の体育というのは、体育の授業のことですか。例えばスポ少とか、あるいはいろんな団体がありますね、高野連だったりいろんな団体があって、そこも学校の子供たちにも絡んでいることをやっていると思うのですが、そういう担当が教育委員会から離れるということですか。

○教育長（宍戸健悦君） 体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） 今、体育振興課の方で所管している部分で、教育委員会に残す担当体育の分というのは、学校体育施設をスポーツ少年団とか利用団体に開放していたのですけれども、そういった業務に関しては教育委員会に残するという意味合いになります。

○委員（杉山昌行君） そうすると、例えば我々いろいろ今までのスポ少の監督の問題だったりとか、いろいろ指導方法の問題だったりで、トラブルがあったりしたときに、教育的でない指導というものがあつたときに、教育委員会でそれを把握できるような状況には、今後もなっていくということでしょうか。

○体育振興課長（阿部 洋君） スポーツ少年団の事務局に関しては、スポーツ協会の方が、今、担っているのです。それで、スポーツ協会とは、うちの方では指定管理とか依頼、委託している部分もありますので、つながりはあるのでしょうけれども、学校体育と言われるとなかなかぴんと来ないのですけれども。

○委員（杉山昌行君） 担当が市長の方に行くのはいいのですが、その横の連携というか、情報交換をきちんと今後でもできるような体制になっていけばいいと思うので、ただ担当が変わるというだけでなく、子供に関することを、学校の体育といいますけれども、子供に関することはこっちにも情報をくださいというような体制になっていけばいいと思います。

○体育振興課長（阿部 洋君） 新しくスタートしても、やはりその辺はつながりを持たなければならないと思いますし、例えばスポーツ振興計画を策定するにしても、教育委員会の意見

を聴かなければならないと定めてありますので、教育委員会とは、これまでどおりの情報の共有というのは必要になるだろうと思っておりますので、その辺は、組織が移りますけれども、今までどおりというふうな解釈でよろしいかと思えます。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育に関わるような部分は、例えば学校教育課の方の部活動の指導であるとか、その辺の連携も当然出てくるのであるのでしょうかし、それから施設の開放等についても、学校施設を使うということになると、それもまた教育委員会の中で関わっているということになると思えますので、今後、必要に応じて教育委員会とそちらは連携をしながら対応するというふうになると思えます。

そのほか、別のところでありませんか。

よろしいでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第3号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第3号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第4号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（宍戸健悦君） 第4号議案「石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、ただいま上程されました第4号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

表紙番号の1の23ページ、併せて、表紙番号3の条例等新旧対照表30ページから32ページまでを御覧願います。

今回の改正につきましては、石巻市湊東地区被災市街地復興土地地区画整理事業の換地処分に

に伴い、湊小学校の通学区域を変更するものでございます。大門町二丁目及び大門町四丁目を削り、新たに設定される住所、湊東一丁目から湊東三丁目までを通学区域に割り当てるものでございます。

なお、湊中学校の通学区域についても、併せて改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、令和4年3月19日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第4号議案「石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第4号議案については、原案のとおり可決をいたします。

---

#### 第5号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、第5号議案「石巻市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて」を議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（**阿部 洋君**） それでは、ただいま上程されました第5号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の24ページを御覧願います。

石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により、委嘱しております委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっておりますが、安達美智子委員より、健康上の理由から委員の継続が難しく、本年度をもって退任したいとの申出があり、退任届が提出されました。

同規則第5条第3項では、特別の事情があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができるとの規定があることから、本人の申出を特別の事情と認め、委員の委嘱を解くことについて承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第5号議案「石巻市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第5号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○教育長（**宍戸健悦君**） なければ、審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからございませんか。

よろしいですか。

○委員（**梶谷美智子君**） コロナの状況については、まだまだ落ち着かないとっていて、感染者に10代や10歳未満の子供たちが占めている割合というの、かなりの数字に上っているという状況です。

聞くとところによると、全国レベルですけれども、小・中学校の6校に1校の数の割合で学級閉鎖、学年閉鎖等の措置を取っているという、大変なもう深刻な数が出ているのですけれども、そういった中で、初めに教育長がおっしゃったように、学習の方の履修も順調に進んでいると、また、クラスターの発生もまだしていないということで、本当に現場の努力は大変なものだなと思っています。

学年末、そして新年度を迎えていくということになるのですけれども、来年度は学習指導支援員でしたか、それについては設けないというようなことを、さきの教育委員会でもお話ありました。なかなか成り手というか引き受ける方がいないという現状ではあるわけですけれども、まだまだこの先、今は予測不能な状態で、学習支援の方も不安な思いをするわけです。

そういった中で、現場がどんなことで困っているのか、何を支援していったらいいのかということ、これからも引き続きしっかりとしていくということが必要かなと改めて思っています。

それから、今日は25日ということで、もう2月も終わりなのですけれども、このコロナ禍で、幼保から小への引継ぎという部分で大変不安を覚えております。なかなか幼保小の連携というのが難しい状況が、ここ2年続いているということで、昨年度ですと、連絡会もなかなか開けないと。一応、一日入学も、子供が参加しての一日入学が実施できないというような、たしか現状だったと思うのですけれども、もうそこからいろいろ感染予防の対策とかを取ったり、各受入れ側の学校でもいろいろ工夫して、恐らく幼保から小への引継ぎに当たる連絡会であるとか、小学校入学を迎える保護者方、子供たちへの説明といたしますか、そういったものの一日入学のような、そういったものを工夫して行っているとは思っているのですけれども、そのところをどう各校で努力しているのか。実際、そういった一日入学であるとか、説明会であるとか、そういったものも行われているのかどうかということが、やはり不安な部分であります。

子供たちを送り出す側の保育所、幼稚園、そして受け入れる側の小学校、それぞれに本当に大変心配しながら、そしていろいろ工夫しながら、努力しながら取り組んでいると思うのですけれども、そういったところどうなっているのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、学校教育課長。

○学校教育課長（**山内芳明君**） 今、おっしゃりましたように、本当にコロナ禍の中での、いろいろ制約がある中での引継ぎ、入学説明会等の工夫というところ、本当に大変になってきております。

ただ、小学校の方でも、入学説明会を感染対策をしながら何とか工夫して実施しているという学校が多いということをお報告を受けております。ただ、説明会の時間を少し短くして、要点を絞って、あと換気をしながら広い講堂でというところで実施している小学校が多かったようです。

それから、連絡会、幼保小の引継ぎの部分につきましても、やはり今ちょうどコロナのピークを終えた後にうまく進めたいのは、時期をずらしてとか、いろんな工夫を今、学校でも考えているところです。

ただ、この先というのは、なかなか見えないところですので、3月末までなかなか収まりますか、コロナの収束がなかなか見えないことについては、書面であったり、あと少人数での連絡会というところを工夫しているということを、各学校長の側からは聞いておりますが、委員会の方からも、そのところをいろんな工夫をしながら目的が達成できるようなやり方を、ぜひお願いしますということを最後まで言っていきたいと思っております。

○委員（梶谷美智子君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） 必要なところは、何とか工夫をしてやっぱりやっていかないと、子供たちや保護者の不安、あるいはいろんな障害も起きてくると思うので、優先順位をしっかりと見極めながら、感染対策をしっかりとしながら、やるべきことはしっかりとやるという方向で何とか工夫していきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

○委員（梶谷美智子君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） では、そのほか、ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、それでは、各課長方からはございませんか。

よろしいですか。

では、そのほか、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、お願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、3月の定例会につきましては、3月29日火曜日、午後3時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございます。

午後 6時18分閉会

---

教 育 長 宍 戸 健 悦

署 名 委 員 梶 谷 美 智 子